

# 種付権利株売買契約書

買主\_\_\_\_\_（以下甲という）と売主\_\_\_\_\_（以下乙という）とは次のとおり種付権利株売買契約書を締結し、その証として本書を2通作成して各々1通宛所持する。

## （売買物件）

第1条 売買物件は\_\_\_\_\_年種付権利株（種牡馬\_\_\_\_\_号）とする。

## （売買代金）

第2条 乙は前条記載の種付権利株（以下当該株という）を一金\_\_\_\_\_円  
（内消費税額\_\_\_\_\_円）で売却し甲はこれを買受けた。

## （代金の支払）

第3条 前条の売買代金の支払は次のとおりとする。

売買代金\_\_\_\_\_円也（消費税込み）を令和\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日迄

## （契約の解除）

第4条 乙は甲に対し下記事由が生じたときは何ら催告を要せず直ちに本契約を解除することができる。

2、 甲が売買代金を第3条の期日までに支払わなかったとき。

## （契約条項外の協議）

第5条 本契約に定めない事項についてはその都度甲、乙協議の上円満に処理するものとする。

令和\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日

甲 買主

住所\_\_\_\_\_

氏名\_\_\_\_\_印

乙 売主

住所\_\_\_\_\_

氏名\_\_\_\_\_印